

## 教育・保育施設の「利用定員」の設定について

## 1 利用定員について

## (1) 利用定員

「利用定員」とは、子ども・子育て支援新制度における、施設・事業者が給付の対象となることの「確認」を受ける際に設定が必要な定員のことです。施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、※1「認可定員」の範囲内で定める定員のことです。

「利用定員」は、施設の設置者等からの申請に基づき明石市が定めますが、設定に際しては、子ども・子育て会議での意見聴取を行うことが、子ども・子育て支援法に規定されています。

※1 認可定員とは、施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員を指します。教育・保育施設については、兵庫県が、地域型保育事業については明石市が認可を行います。

## 2 明石市内の教育・保育施設の利用定員(予定)

平成28年4月1日の認可・確認を予定している施設における利用定員の設定(案)

## (1) 認定こども園

(単位：人)

地区	公私	区分	施設名	総数	1号	2号	3号
二見	公	移行	(仮) 二見こども園	195	100	60	35

## (2) 幼稚園

(単位：人)

地区	公私	区分	施設名	総数	1号	2号	3号
本庁	私	移行	牧羊幼稚園	75	75	—	—
本庁	私	移行	錦江幼稚園	75	75	—	—

## (3) 保育所

(単位：人)

地区	公私	区分	施設名	総数	1号	2号	3号
魚住	私	新設	(仮) 第二なすみ保育所	60	—	38	22